



## 2025年度（第29回）山口県民ゴルフ大会 1次予選

会場：毛利庭園ゴルフ倶楽部

### ローカルルールと競技の条件の追加・補足・変更のお知らせ

#### 3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

##### (a) 修理地

##### 2) 修理地のためのドロップゾーン 【追加】

No.7 ホールのグリーン周りの修理地からの追加の救済の選択肢としてドロップゾーンを設置する。そのドロップゾーンは救済エリアである。この救済を受ける場合、球は救済エリアにドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

##### (c) プレー禁止区域 【追加】

No.1・9・15 ホールのローピングがしてある修理地の標示のある区域(白線で標示)は、プレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。その区域内に球があるか、その区域がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 16.1f による救済を受けなければならない。

#### 4. 不可分な物

##### 3) No.9 ホール、グリーン左バンカー内の縁を補強している壁板 【追加】

#### 17. ティーショットがOBや紛失球となった場合のストロークと距離(打ち直し)に代わる選択肢【追加】

ティーショットがOBや紛失球となった場合、ストロークと距離の処置をとるかわりに、2打罰を加え、特設ティー（黄マーク）よりプレーを続行することができる。

特設ティー設置ホール：すべてのホール

#### 18. 使用ティーマーカー【追加】

男子：コンペティションマーカー、女子：赤マーカーを使用する。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されており場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2罰打）。

ローカルルール・競技の条件・行動規範の全文は、山口県ゴルフ協会ホームページ、またはWebエントリーシステムのお知らせ欄でご確認ください。